

輸入統計品目表改正

平成25年3月財務省告示第98号

新	旧
<p>輸入統計品目表の解釈に関する通則 この表における物品の所属は、次の原則により決定する。</p> <p>1～6 (省 略)</p> <p>備考</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 この表において「課税価格」とは、従量税品にあつては、関税定率法第4条から<u>第4条の9</u>までの規定に準じて算出した価格とする。</p> <p>3、4 (省 略)</p>	<p>輸入統計品目表の解釈に関する通則 この表における物品の所属は、次の原則により決定する。</p> <p>1～6 (同 左)</p> <p>備考</p> <p>1 (同 左)</p> <p>2 この表において「課税価格」とは、従量税品にあつては、関税定率法第4条から<u>第4条の8</u>までの規定に準じて算出した価格とする。</p> <p>3、4 (同 左)</p>

(下線部分は改正部分)